

令和7年度「北九州市子どもを虐待から守る条例」

第20条に基づく年次報告書(案)【概要版】

概 要

「北九州市子どもを虐待から守る条例」第20条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告し、市民に公表するもの。

報告書の作成にあたっては、児童虐待相談・通告等の状況、本市の体制及び虐待に係る事業等について掲載している。

掲載内容(抜粋)

1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条、第16条関係)

参考として、一部に全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数等の統計情報を掲載しています。

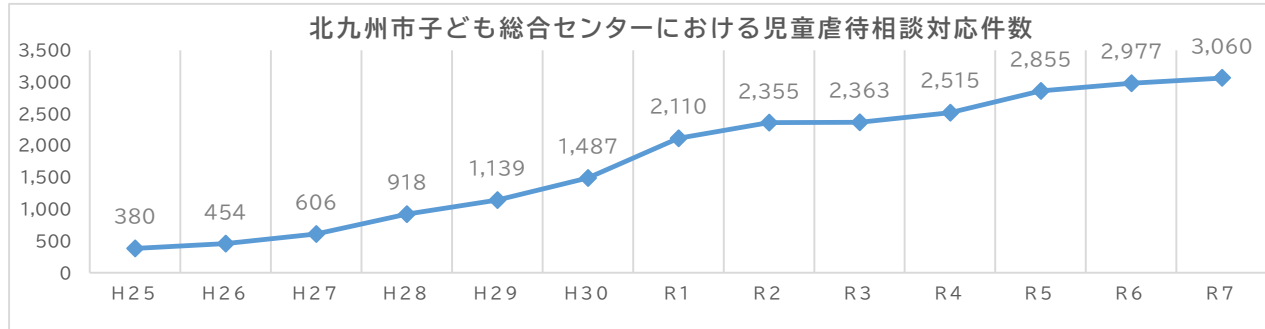
全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数等の統計情報は、例年、集計対象年度の翌年度後半(令和6年度分は令和8年1月)に公表されており、令和7年度分の統計情報は、令和8年8月時点では公表されていないため、本報告には掲載しておりません。

(1)子ども総合センターの児童虐待相談・通告等(2頁)

ア 児童虐待相談対応件数と通告件数の推移

令和7年度の児童虐待相談対応件数は3,060件で、前年度から83件の増加でした。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童虐待相談・通告件数	2,955 件	3,061 件	3,204 件
児童虐待相談対応件数	2,855 件	2,977 件	3,060 件
児童虐待相談対応件数の 対前年度比較	340 件 (+13.5%)	122 件 (+4.3%)	83 件 (+2.8%)



【参考】全国の児童相談所における児童虐待相談・通告と児童虐待相談対応件数の推移

	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談・通告件数	233,329 件	234,466 件
児童虐待相談対応件数	225,509 件	223,691 件
児童虐待相談対応件数の 対前年度比較	+10,666 件(+5.0%)	▲1,818 件(▲0.8%)



イ 児童虐待相談対応件数(虐待種別)

心理的虐待の割合が高く、全体の「62.2%」を占めています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	598 件 (20.9%)	705 件 (23.7%)	674 件 (22.0%)
性的虐待	30 件 (1.1%)	40 件 (1.3%)	26 件 (0.9%)
心理的虐待	1,872 件 (65.6%)	1,821 件 (61.2%)	1,903 件 (62.2%)
ネグレクト	355 件 (12.4%)	411 件 (13.8%)	457 件 (14.9%)
合 計	2,855 件	2,977 件	3,060 件

【参考】全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数(虐待種別)

	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	51,623 件 (22.9%)	52,535 件 (23.5%)
性的虐待	2,473 件 (1.1%)	2,520 件 (1.1%)
心理的虐待	134,948 件 (59.8%)	133,024 件 (59.5%)
ネグレクト	36,465 件 (16.2%)	35,612 件 (15.9%)
合 計	225,509 件	223,691 件

ウ 児童虐待相談対応件数(主な虐待者別)

主な虐待者は、実母が最も多くなっています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実父	1,160 件(40.6%)	1,132 件(38.0%)	1,318 件(43.1%)
実父以外の父	169 件(5.9%)	180 件(6.0%)	169 件(5.5%)
実母	1,349 件(47.3%)	1,502 件(50.5%)	1,447 件(47.3%)
実母以外の母	9 件(0.3%)	18 件(0.6%)	12 件(0.4%)
その他	168 件(5.9%)	145 件(4.9%)	114 件(3.7%)
合 計	2,855 件	2,977 件	3,060 件

エ 児童虐待相談対応件数(年齢群別)

未就学児童(0～6歳)と小学生(7～12歳)で、全体の78%を占めています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0～6歳	1,223 件 (42.9%)	1,143 件 (38.4%)	1,268 件 (41.4%)
7～12歳	1,037 件 (36.3%)	1,053 件 (35.4%)	1,120 件 (36.6%)
13～15歳	415 件 (14.5%)	493 件 (16.5%)	458 件 (15.0%)
16歳～	180 件 (6.3%)	288 件 (9.7%)	214 件 (7.0%)
合計	2,855 件	2,977 件	3,060 件

オ 児童虐待相談対応件数(通告・相談経路別)

警察からの相談が1,480件で最も多く、48.4%を占めています。

次いで学校等428件、家族285件と続いています。

(単位:件)

	福祉事 務所等	児童 委員	児童福祉 施設等	警察等	医療 機関等	学校等	家族	親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他 (※)	合計
令和 5年度	62 2.2%	3 0.1%	138 4.8%	1,558 54.6%	69 2.4%	350 12.3%	192 6.7%	50 1.8%	311 10.9%	63 2.2%	59 2.1%	2,855
令和 6年度	65 2.2%	0 0.0%	120 4.0%	1,320 44.3%	94 3.2%	490 16.5%	340 11.4%	49 1.6%	302 10.1%	92 3.1%	105 3.5%	2,977
令和 7年度	101 3.3%	2 0.1%	100 3.3%	1,480 48.4%	96 3.1%	428 14.0%	285 9.3%	45 1.5%	280 9.1%	122 4.0%	121 3.9%	3,060

※ 上記「その他」は、「匿名」、「児童虐待又はそのおそれを発見した第三者」、「児童福祉施設等に分類されない児童関係事業所」等、他のいずれにも属さないものです。

【参考】全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数(通告・相談経路別)

(単位:件)

	福祉事 務所等	児童 委員	児童福祉 施設等	警察等	医療 機関等	学校等	家族	親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他 (※)	合計
令和 5年度	30,045 13.3%	74 0.1%	4,170 1.9%	116,673 51.7%	4,461 2.0%	17,636 7.8%	16,540 7.3%	2,656 1.2%	22,112 9.8%	3,147 1.4%	7,995 3.5%	225,509
令和 6年度	29,477 13.2%	72 0.1%	4,148 1.8%	115,670 51.7%	4,649 2.1%	19,024 8.5%	15,956 7.1%	2,836 1.3%	19,841 8.9%	3,394 1.5%	8,624 3.8%	223,691

カ 立入調査、警察の同行等の状況

令和7年度、立入調査、警察官の同行、臨検・搜索は、いずれも0件でした。

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
立入調査	通常の家庭訪問で子どもの安全確認ができない場合実施する(児童虐待の防止等に関する法律第9条)	0 件	0 件	0 件
警察官の同行	子どもの安全確認や一時保護を行う際に、警察署に警察官の同行を要請できる(同第10条)	0 件	0 件	0 件
臨検・搜索	立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により子どもの住所若しくは居所を臨検・搜索する(同第9条の3)	0 件	0 件	0 件

キ 一時保護の実施状況(一時保護施設)

虐待による一時保護は、153 件でした。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
虐 待	152 件(39.1%)	172 件(46.8%)	153 件(41.1%)
その他養護	183 件(47.0%)	134 件(36.4%)	132 件(35.4%)
障 害	2 件(0.5%)	0 件(0.0%)	1 件(0.3%)
非 行	21 件(5.4%)	28 件(7.6%)	30 件(8.1%)
育 成	23 件(5.9%)	28 件(7.6%)	55 件(14.8%)
保健・その他	8 件(2.1%)	6 件(1.6%)	1 件(0.3%)
合 計	389 件	368 件	372 件

※延べ件数

ク 一時保護時の司法審査

児童の一時保護について、判断の適正性や手続きの透明性を確保するため、児童相談所長が7日(初日を含む)を超えて児童の一時保護を行うときは、一時保護を行うことについて、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人全員の同意がある場合等を除いて、一時保護を開始した日の初日を含めて7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求することとされたもので、令和7年6月から施行されました。

令和7年度、裁判官に一時保護状を請求したものは「18件」でした。

ケ 児童虐待相談・通告への対応状況

児童虐待相談・通告に対応した結果、児童福祉施設入所措置を行ったものは20件、里親・ファミリーホームへ委託を行ったものは7件でした。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童福祉施設入所	10 件	16 件	20 件
里親委託	1 件	5 件	5 件
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	2 件	0 件	2 件

(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数

各区役所に対応した児童虐待対応件数です。なお、令和7年度については、一部の区への児童福祉司兼務配置等の結果により、区役所での対応件数が増加しています。

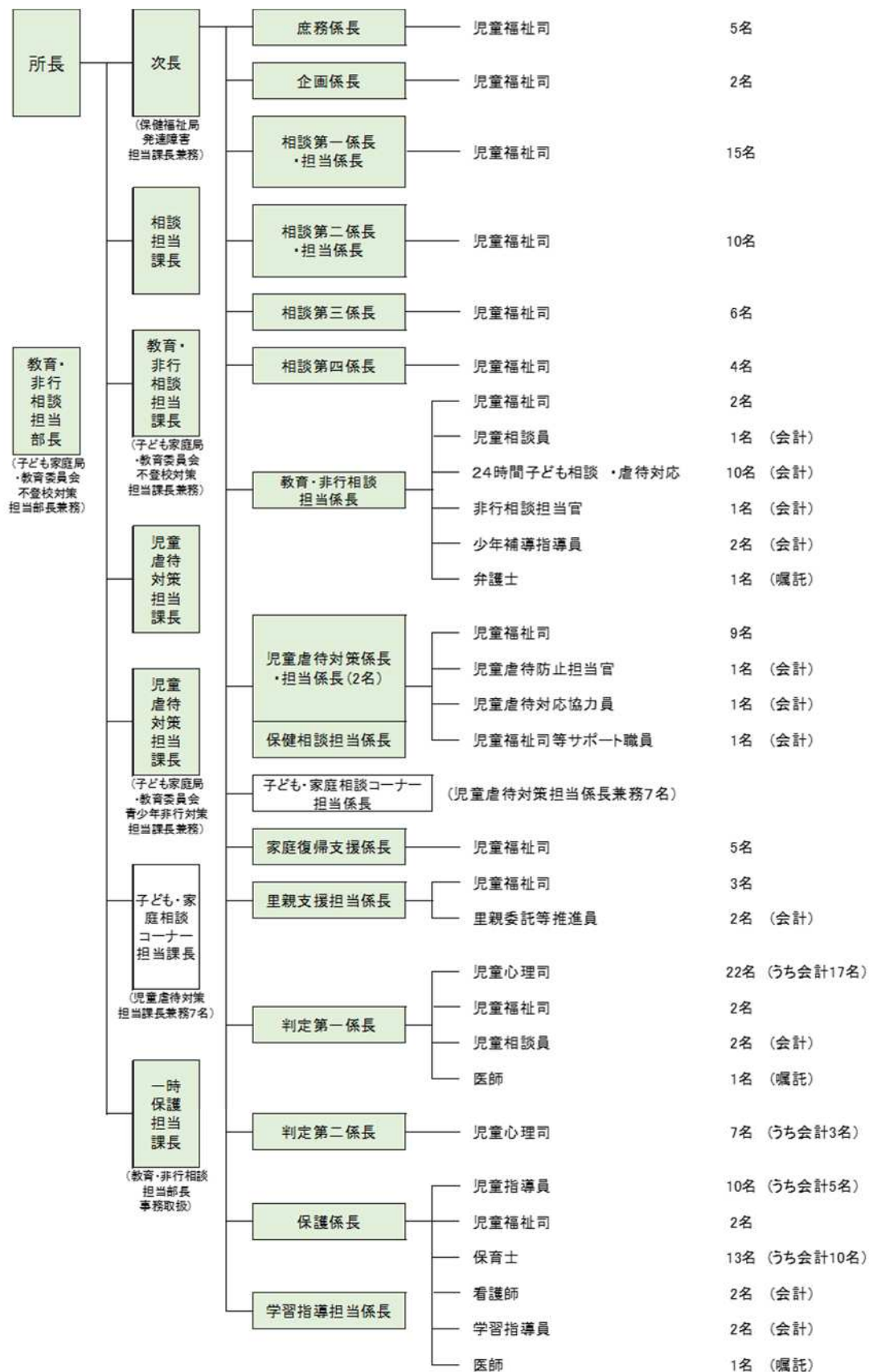
区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童虐待相談対応件数	916 件	970 件	1,761 件

2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)

(1)人材の確保及び拡充(7 頁)

ア 子ども総合センター(児童相談所)の組織 構成 (令和7年4月25日現在)

総数 185 名〔うち正規職員122名(含兼務14名)、会計年度職員60名、嘱託医2名、嘱託弁護士1名〕



① 児童福祉司の体制強化の状況

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童福祉司配置人数	70人	74人	82人

② 民間の活用

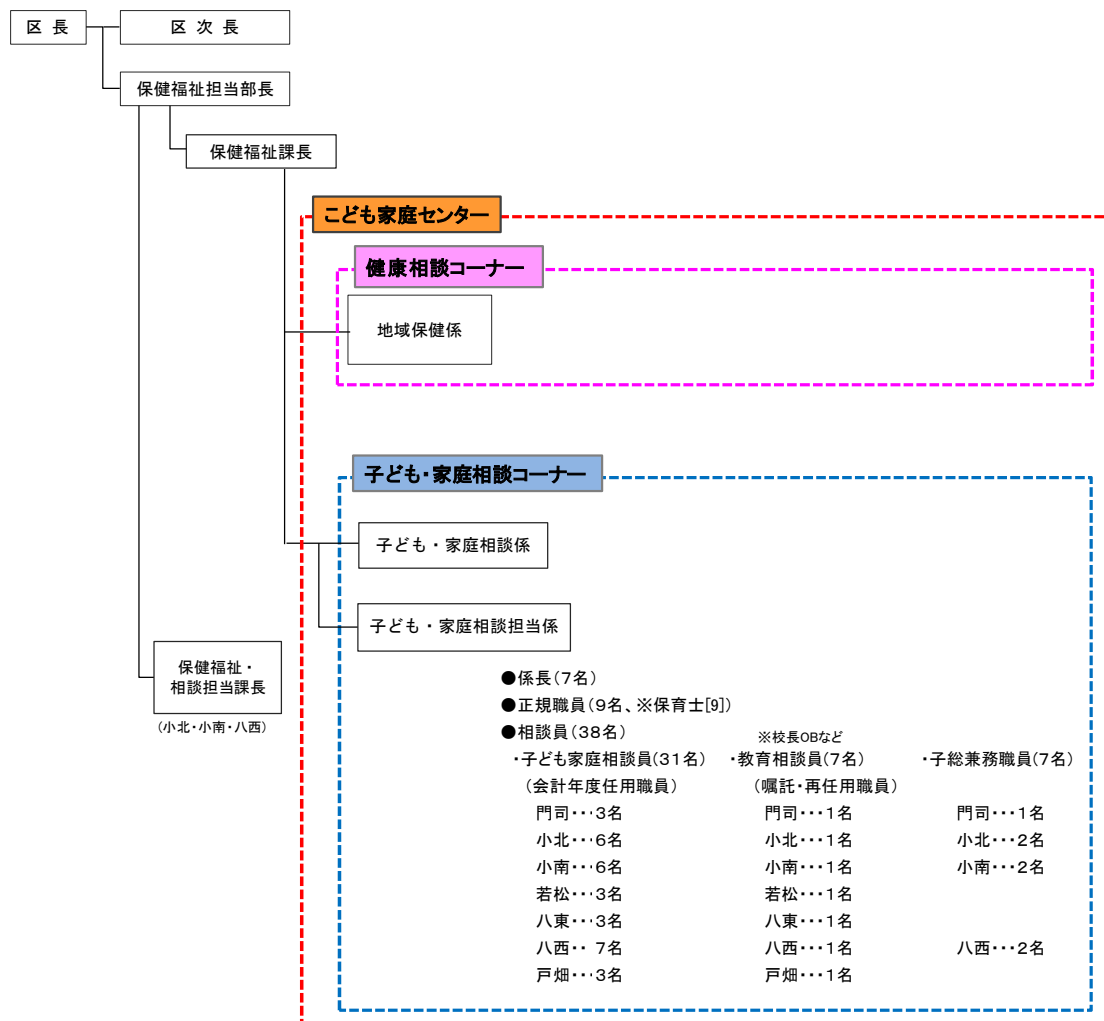
令和2年7月から、夜間の泣き声通告に対する児童の安全確認等、比較的軽度な事案の対応を民間委託することで、子ども総合センターの職員が重篤な案件に重点的に対応することができるようになりました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民間委託による訪問調査件数	156件	152件	162件

※延べ件数

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。
(令和7年4月25日現在)



3 市の責務(第4条関係)

(1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援(10 頁)

ア 親子ふれあいルームの充実

子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実を図りました。

また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開設数	16 か所	16 か所	16 か所
利用乳幼児数	31,779 人	34,904 人	35,234 人

※延べ人数

イ 産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業

安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、家族などから家事や育児の支援が受けられない子育て世帯等に対して、市が委託した事業者からヘルパーを派遣し家事や育児などを支援しました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
産前産後子育て支援ヘルパー利用回数	1,322 回	1,238 回	1,655 回

※延べ回数

(2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援(12 頁)

ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待の早期発見や、早期に適切な対応ができるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行いました。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加する事例検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施しました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談対応件数	868 件	915 件	1,041 件

※延べ件数

(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営(13 頁)

ア 市レベルの代表者会議

年2回開催し、児童虐待防止事業の推進に係る協議、各区要保護児童対策実務者会議の報告、各機関の取組の報告や情報交換等を行いました。

警察、医療機関、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、児童福祉施設、教育委員会、子ども総合センター、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関で構成されています。

開催 … 第1回(令和 7 年7月)・第2回(令和 8 年1月)

イ 区レベルの要保護児童対策実務者会議

区ごとに年数回開催し、実際に活動する実務者である関係機関が集まり、援助ケースを総合的に把握するとともに、個別の援助内容等について協議しました。

令和7年度 21 回開催

ウ 事例ごとの個別ケース検討会議

調整機関が中心となって随時開催し、ケース状況、問題点を共有し、適切な援助へ向けての役割分担等を行うとともに、援助内容の検討と確認を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事例検討数	403 件	496 件	536 件

(4)学校における組織的対応が可能となる体制の整備(16 頁)

ア スクールカウンセラー活用事業

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校63校)及び特別支援学校(8校)、市立高等学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図りました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	50,706 件	54,150 件	61,428 件

※延べ件数

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象児童生徒数	608 人	700 人	646 人

※延べ人数

(5)相談窓口の充実(16 頁)

ア 24時間子ども相談ホットライン

いじめ、不登校などの子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話やメールによる相談を受け付けました。

また、相談につなぐため、「24時間子ども相談ホットライン」のPR用カードを、保護者向けと子ども向けに分けて作成し、毎年度、市内小中学校等に配付しています。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	4,288 件	5,316 件	4,656 件

※延べ件数

イ ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、令和4年度に、これまでの区役所子ども・家庭相談コーナーでの支援に加え、「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」を開設し、相談対応や学校訪問(アウトリーチ)、関係機関への研修を実施しました。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談数	35人	21人	25人

※実人数

(6)広報及び啓発活動の実施(18頁)

ア「北九州市子どもを虐待から守る条例」、「体罰等によらない子育て」等の市民への周知条例の内容や、「体罰の禁止」等について、次のとおり、広報啓発を実施しました。

(主な啓発活動)

	実施時期	啓 発 内 容
1	通年	本市ホームページで相談窓口をPR
2	通年	出前講演実施(41回 2,533人)
3	通年	「北九州市子どもを虐待から守る条例」パンフレット(以下「条例パンフレット」)、 「子どもを虐待から守るためのハンドブック」(以下「ハンドブック」)を配付 ・ 区役所、子ども総合センター、市民センター等で配付 ・ 出前講演、研修、会議等の際に配付 ・ 母子健康手帳交付時に体罰禁止チラシを配布 ・ 母親学級、4か月健診等でハンドブックを配布
4	6月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載
5	5～6月	包括連携協定締結企業(スーパー)での条例パンフレットの掲示
6	8月8日	児童虐待対応リーダー養成研修会を開催(オンライン)
7	10月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載
8	11月1～8日	小倉駅・黒崎駅のライトアップ色の変更(オレンジ色)
9	11月14～25日	北九州モノレール駅での啓発ポスター掲示
10	11月21日	児童虐待問題 市民講座を開催(オンライン配信 12月3日～1月31日)
11	11月	各区役所ロビー、市政テレビで啓発動画を放映
12	11月	・ ボートレース若松及び小倉競輪場場内でのポスター掲示、条例パンフレット、ハンドブック配布 ・ ボートレース若松及び小倉競輪場場内ビジョンでの啓発動画放映 ・ ボートレース若松出走表へのオレンジリボンマーク及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載等
13	11月	包括連携協定締結企業(スーパー)等での啓発ポスター・チラシ掲示
14	11月	市立中央図書館・子ども図書館での啓発展示
15	11月	各区子ども・家庭相談コーナーでの周知・啓発

イ 児童虐待防止啓発用チラシの配布

相談対応件数が増加している面前 DV の防止を目的に、周知啓発チラシを区役所子ども・家庭相談コーナー等に配布しました。

ウ ヤングケアラーの周知・啓発

関係機関等と連携してヤングケアラーの早期発見に取り組むとともに、令和7年度は
・関係機関、地域住民等への、ヤングケアラーに関する出前講演の実施(13回 279人)
・「ヤングケアラー支援者研修会」の実施(オンライン配信10月16～31日、上映会10月22日)
・ヤングケアラー相談支援窓口について、ホームページ等で市民や関係機関へ周知啓発を行いました。

4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)

(1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力(20頁)

子ども総合センターの児童虐待通告件数：3,204件(前年度比143件増)

(2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進(20頁)

ア 子どもの権利の周知・啓発

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」でうたわれた子どもの権利等を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重していくことを目的に、子ども本人や保護者、子どもに関わる人たちなどに対し、令和7年度は下記のとおり周知・啓発を実施しました。

- ① 市ホームページに、子どもの権利条約に関するページを掲載
- ② 母子健康手帳(別冊の情報提供ハンドブック)に掲載
- ③ 「北九州市こそだて情報」等に子どもの権利条約について掲載
- ④ 市内小学校の6年生向けに、「子どもの権利」、「北九州市子ども基本条例」及び「北九州市こどもまんなかスイッチ！」の啓発ノベルティ(下敷き)の配布

イ 子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施

一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた「わたしの権利ノート」を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を実施しました。

5 情報の共有(第9条関係)

(1)通告受理機関における情報共有(22頁)

児童虐待に関する情報については、「児童虐待対応連携マニュアル」に沿って、子ども総合センター、各区子ども・家庭相談コーナー及び学校・幼稚園・保育所等の間で適切に情報共有しました。

6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)

(1)市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取組(24 頁)

ア 産後ケア事業

産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、母子の心身のケアや育児のサポートを行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援を行いました。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宿泊型	382 人	460 人	1,432 人
通所型	1,047 人	1,511 人	2,195 人
通所型(短時間)	796 人	952 人	911 人
居宅訪問型	1,111 人	1,173 人	1,152 人
合計	3,336 人	4,096 人	5,690 人

※延べ人数

イ 多胎家庭支援事業

多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和するため、多胎育児経験者であるピアサポーターが多胎家庭を訪問し、相談対応や外出支援、多胎育児に関する情報提供等を行いました。

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
多胎家庭ピアサポーター訪問事業		18 回	14 回	17 回
多胎家庭外出支援事業	登録世帯	17 世帯	22 世帯	22 世帯
	利用回数	5 回	10 回	1 回

ウ 保育カウンセラー事業

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時には、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対応回数	210 回	267 回	169 回

(2)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用(28 頁)

ア 乳児家庭全戸訪問事業

4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
全戸訪問の割合	97.6%	97.1%	96.9%
訪問件数	5,463 件	5,219 件	5,121 件

※実件数

(3)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認(28 頁)

ア 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業

虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じました。

また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行いました。

さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
フォローアップ支援者数	826 人	590 人	866 人